審　査　基　準

Ａ－ｅ―８

令和元年 12 月１日作成

法　　令　　名：	道路交通法
根　拠　条　項：	第 99 条第１項
処 分 の 概 要：	指定自動車教習所の指定
原権者(委任先)：	愛知県公安委員会
法 令 の 定 め：	道路交通法第 99 条（指定自動車教習所の指定)、第 99 条の２（技能検定員)、第 99 条の３（教習指導員） 道路交通法施行令第 35 条（指定自動車教習所の指定の基準） 道路交通法施行規則第 32 条（コースの種類、形状及び構造の基準)、第 33 条（教習の時間及び方法)、第 34 条の３（指定前における教習の基準)、第 34 条の４（指定前における教習を修了した者に対する技能試験） 技能検定員審査等に関する規則第６条（技能検定員審査に合格した者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定)、第 14 条（教習指導員審査に合格した者と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定） 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第１条（教習の科目の基準の細目)、第２条（教習時間の基準の細目)、第３条（教習方法の基準の細目、第５条（指定前における教習の細目）
審　査　基　準：	別紙のとおり。
標準処理期間：	30 日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：	愛知県警察本部運転免許課
問い合わせ先：	愛知県警察本部運転免許課指定教習所係 電話（052）951-1611　内線 781-255
備　　考：	